

鹿児島市廃棄物処理施設の立地に関する基準

第1 趣旨

この基準は、鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成14年3月12日制定）第7条の規定に基づき産業廃棄物処理施設の立地に関する基準を定めるとともに、一般廃棄物処理施設の立地に関する基準を定めるものとする。

第2 定義

この基準において「処理施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設で同項の規定による設置の許可を受けなければならないもの及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。

第3 立地場所に関する基準

(1) 処理施設を設置することができる場所は、次に掲げる地域及び区域等以外の場所とする。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は商業地域として定められた地域

イ 令和7年2月28日鹿児島市告示第240号によって指定既存集落として指定された区域

ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園として指定された区域

エ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区として設定された区域

オ 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区として定められた区域

カ 鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例（平成16年条例第11号）第8条第1項に規定する自然環境保護地区として指定された区域

キ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域として定められた区域

ク 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第2項に規定する保安林として指定された森林

ケ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域

コ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地

サ 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項又は第2項に規定する海岸保全区域として指定された区域

シ 次に掲げる施設等の敷地の境界線又は地域等の境界線からの直線距離がおおむね

100メートル以内の区域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域として定められた地域の部分を除く。）

(7) 学校、図書館その他の教育文化施設

(イ) 病院その他の医療施設

(ウ) 養護老人ホームその他の社会福祉施設

(エ) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(オ) 住宅及び店舗

(カ) アに掲げる地域及びイに掲げる区域

ス 地盤が軟弱であると認められる場所及びがけ崩れ等の災害のおそれのある場所

セ 水道水源等に影響を及ぼすと認められる区域

ソ その他市長が公共の福祉に著しい影響を与えると認める場所

(2) 次に掲げる場合は、前号の規定にかかわらず、同号に掲げる地域及び区域等において処理施設を設置することができる。

ア 前号イに掲げる区域において、処理施設を設置する土地の周辺の住民の同意を得た場合

イ 前号シ(ウ)に掲げる施設等であって設置しようとする処理施設の敷地の境界からの直線距離が100メートル以内の区域内に敷地があるものの関係者の同意を得た場合

ウ 前号シ(カ)に掲げる地域等のうち設置しようとする処理施設の敷地の境界からの直線距離が100メートル以内である区域内にある土地並びに当該区域内にある住宅及び店舗の関係者の同意を得た場合

エ 前号スに掲げる場所において、防災等のための措置を講ずることにより、安全性を確保することができ、かつ、がけ崩れ等の災害が発生するおそれがないと認められる場合

オ 前号セに掲げる区域において、関係者の同意を得た場合

(3) 処理施設のうち産業廃棄物の安定型最終処分場を設置する場合（アにあつては、既設の安定型最終処分場の規模を拡大する場合を除く。）は、前2号に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

ア 当該安定型最終処分場の敷地から埋立処分が終了していない他の最終処分場の敷地までの直線距離が、おおむね1キロメートル以上であること。

イ 当該安定型最終処分場の埋立容量（既設の安定型最終処分場の規模を拡大する場合にあつては、当該拡大する部分の埋立容量）が、80万立法メートル以下であること。

第4 立地要件

処理施設を設置する場合は、次の各号に掲げる事項について当該各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 搬出入道路

- ア 廃棄物の運搬車両の通行による騒音、振動、排ガス等が、沿道の住民の生活環境に著しい影響を及ぼさないものであること。
- イ 処理施設の規模及び交通量に応じて、十分な幅員を有するものであること。
- ウ 交通渋滞の防止及び歩行者の交通安全の確保に十分配慮されているものであること。
- エ その他道路の管理者との協議すべき事項について、協議済みであること。

(2) 環境対策等

- ア 処理施設の稼働並びに処理施設の敷地内における廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等によって、周辺地域の良好な生活環境を損なうことがないように必要な措置を講じること。
- イ 有害物質等の飛散、流出及び地下浸透が生じることがないように必要な措置を講じること。
- ウ 処理施設の敷地は塀で囲むものとし、その外側には、緑地の設置等を行い環境の保全に配慮すること。
- エ 処理施設の敷地内に処理施設の規模に応じて、適正に駐車場、廃棄物の保管場所等を確保すること。

付 則（平成14年3月12日制定）

- 1 この基準は、平成14年3月12日から施行し、同日以後になされる法第8条第1項又は第15条第1項の許可の申請に係る処理施設について適用する。
- 2 この基準の施行の際現に鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成14年3月12日制定）の規定による改正前の鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成11年3月12日制定）の規定に基づき事前協議を行っている者に係る処理施設については、なお、従前の例による。
- 3 この基準の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに法第8条第1項若しくは第15条第1項の許可（以下「処理施設の設置許可」という。）を受けた者又は施行日以後にこの基準の適用を受けて処理施設の設置許可を受けた者に係る処理施設の敷地内において、施行日以後にこれらの許可を受けた者又は法第9条の5（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの許可を受けた者の地位を承継した者が、当該処理施設を当該処理施設と同一の種類であって、かつ、同等の規模の処理施設に建て替える場合（当該敷地の周辺の状況の変化により、生活環境に著しい影響を及ぼすと市長が認める場合を除く。）にあつては、第3の立地場所に関する基準は適用しない。

付 則（平成16年10月1日改正）

この基準は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成29年10月2日改正）

この基準は、平成29年10月2日から施行する。

付 則（令和8年6月3日改正）

この基準は、令和8年6月3日から施行する。